

社援地発 0329 第 10 号
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について

平成 30 年 6 月 8 日に公布された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 44 号）による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 3 条第 7 項の規定において、「子どもの学習・生活支援事業」が以下の①から③までに掲げる事業として定義され、平成 31 年 4 月 1 日から施行される。

- ① 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業
- ② 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業
- ③ 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

これまで、法に基づき、福祉事務所を設置する自治体が生活困窮世帯の子どもの学習支援事業として実施してきたが、その実施状況をみると、地域の実情に応じ、学習支援に加え、学校や家庭以外の居場所の提供、巡回支援等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援を行うなど、自治体ごとに創意工夫のある取組が行われてきている。

また、生活困窮世帯の子どもは、自尊感情や社会性の醸成、生活環境の向上といった生活面の課題を抱えている場合が少なくないことや、子どもとの関わりが少ない、子育てに無関心といった保護者の養育に関する課題のため、居場所の提供や生活習慣・環境及び社会生活の向上、「子どものための世帯支援」としての保護者への養育支援も求められている。

それらを踏まえ、子どもの学習支援事業については、本改正により、その事業内容として、学習支援に加え、生活習慣・環境の向上等の取組を明確化するとともに、「子どもの学習・生活支援事業」として強化を図るものである。

本通知は、福祉事務所を設置する自治体において、上記改正の趣旨を踏まえた本事業の実施に資するため、その趣旨・効果や実施方法等について、事業の推進にあたって参考としていただけるようにまとめたものである。

各自治体におかれては、本通知の内容も参考としつつ、地域の実情に応じた、創意工夫の

ある事業の推進に努めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添える。

生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について

1. 趣旨（学習・生活支援事業の意義）

子どもの貧困を取り巻く状況においては、家庭環境や保護者との関わりが少ないといった養育面の課題等が、子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという指摘がなされている。そうした家庭環境や保護者の養育力の課題等から、子どもの自尊感情の醸成、コミュニケーション能力、社会性の面でも問題を抱え、社会に出ても失敗や挫折を重ねてしまうおそれもある。

また、保護者の養育力が不足している要因の一つとして、自らが子どもの頃に保護者からの養育を受けられなかったといった、自身の経験不足が子どもにも連鎖しているという、社会的相続の問題から生じているとの指摘もある。今回の法改正においても、生活困窮者に対する自立支援の基本理念を明確化し、「就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行わなければならない」と規定されたところであり、子どもの学習・生活支援事業を含む生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮しているという状態だけでなく、その背景も捉えて包括的に支援することを通じ、地域づくりにもつなげていくことにより、地域共生社会の中核的な役割が期待されているといえる。

子どもの将来が、その生まれ育った環境により左右されることのないようにすることは極めて重要であり、そのためには、子ども本人やその世帯が抱えている課題を把握した上で、子どもが成長の過程で社会から孤立せず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立って積極的な支援を行うことが必要である。

こうした問題意識から、子どもの学習・生活支援事業については、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及びその保護者を対象として実施するものであり、本事業は、子どもの学習支援とともに、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行うものである。

2. 対象者像（学習・生活支援事業の対象者）

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとする。以下の想定される例にあるような子どもを養育する上で経済的な課題を有している世帯を主な対象として想定しているが、生活困窮世帯の所得基準や対象世代等について特段の定めはなく、地域の実情に応じて対象を設定することができる。

なお、現在支援が行われている子どもは高校進学に向けた中学生が最も多く、学習支援事業の参加者数を年代別の割合で見ると、中学生が 60.4%、小学生が 31.6%、高校生世代が 8.0%となっている。（平成 29 年度生活困窮者自立支援室調べ。）

しかし、中学生になり自我が形成され始め、ある程度日常的な生活習慣や生活スタイルも

確立している段階から、改めて学習習慣や生活習慣を身に付けることは難しい。そこで、事業の効果を上げるためには、子どもの社会性の育成も含めて生活全体を包括的に支援することを視野に、小学生のできるだけ早い段階から関わりを持つことが望ましい。

また、高校生世代や10代の若年層に対する支援が不足しているといった指摘があり、進学や就職における子どもの選択肢を広げるため、高校卒業資格等の取得にかかる学習支援のほか、社会性の育成といった自立に向けた支援が必要とされている。この意味では、高校等に進学したことだけでは支援目的が達成されたとはいえない。高校等を中退せず卒業を迎えられるよう、高校等進学後も継続して見守る支援体制がとられていることが望ましい。さらに、現に学生である者だけでなく、経済的困窮等の理由で高校等に進学していない者や高校等を中退した者についても支援の対象となる。

【想定される例】

生活保護受給世帯の子ども
就学援助制度利用世帯の子ども
児童扶養手当受給世帯の子ども
市町村民税非課税世帯の子ども
上記世帯と同程度の収入の世帯の子ども 等

※「5（5）事業内容」における②生活習慣・育成環境の改善及び③進路選択等に関する支援については、子ども及びその保護者が事業対象者となる。

3. 学習・生活支援事業とその効果

（1）学習・生活支援事業の業務

子どもの学習・生活支援事業は、「貧困の連鎖」を防止するための取組として、学習支援を中心としながら、居場所の提供や体験学習を通じた相互の交流やコミュニケーションを図ることなど、創意工夫のある取組を、地域の実情に応じて実施していくものである。

学習面においては、様々な事情で家庭における学習環境が整っていない、経済的な理由で学習塾へ通えないといった、生活困窮世帯等の子どもに対し、学習会の開催や個別訪問により、高校受験のための学習支援、学校の勉強の復習、学び直し等の支援を実施する。

また、単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かくて包括的な支援を行うことを目標とする。

さらに、子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携するなど、世帯全体への支援を行うことにより、より効果的な支援が図られるものと考えられる。

（2）学習・生活支援事業の効果

学習面においては、中学3年生の学習支援事業利用者のうち、高校等進学者は98.4%（進

路不明者を除く)となっており、全国の生活保護受給世帯の平均 93.6%より高い数値となっている。また、高校生の中退防止の取組においても、学習支援事業利用者における中退率は 3.0%であり、全国の生活保護受給世帯の平均 4.1%より低い数値となっている。(平成 29 年度生活困窮者自立支援室調べ。生活保護受給世帯の数値は厚生労働省社会・援護局保護課調べ。)

また、学習面以外の効果として、学習支援事業を利用した 6 割以上の子どもについて、「以前より楽しいと思うことが増えた」、「わからない」、「教えて」と言えるようになった」、5 割以上の子どもについて、「大人と気軽に話せるようになった」、「友だちに自分の意見を言えるようになった」等の肯定的な変化が見られている。(平成 28 年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット)より。)

このように、学習面における効果だけでなく、子どもの「意欲」、「協調性」、「忍耐力」といった非認知能力を身に付け又は引き上げることににおいても一定の効果を確認することができる。

4. 学習・生活支援事業における連携体制の整備

生活困窮世帯等の子どもは、単に経済的な困窮だけでなく、不登校やひきこもり、発達障害といった課題のほか、世帯全体をみても、虐待、保護者の就労、精神疾患、衛生環境など、複合的な課題を抱えている場合がある。

子ども自身の課題はもとより、世帯全体の課題を紐解いていくと、生活困窮者支援担当部署のみで対応することが困難な状況が見えてくる。ここに、他機関との連携の必要性が生じてくる。

子どもの学習・生活支援事業においては、主に以下の連携が考えられるが、いずれにおいても、単につないで終わりではなく、解決に関する適切な支援者を見つけ出し、協力を要請し、支援の目的や方向性を共有しながら支援を継続していくことが重要である。

また、子どもの学習や社会参加の機会を広げるほか、世帯全体の課題への対応等のため、以下の連携先に限らず、地域の商工会や企業、生活や居住に関する支援機関、食料等の支援団体等、様々な社会資源と連携していくことが有効である。

(1) 庁内体制の整備

子どもの養育を総合的に支援する施策の一環として生活困窮者自立支援制度を捉えた場合、行政内部で関連する部局は、母子保健、児童福祉、教育、生活保護、障害福祉、雇用、住宅等、多岐にわたること、生活困窮者自立支援制度は、自治体の庁内体制を作った上で行われる制度設計になっていることから、単独の取り組みで効果を発揮することが難しい場合がある。

そこで、生活困窮者支援担当部署は、地域の実情にあわせて創意工夫し、子どもの養育を支援する施策全般を検討して実効性のある支援を展開することができるよう、関連部局が

連携できる庁内体制を構築する必要がある。また、委託により実施している場合は、委託先においても関連部局と連携して支援できるよう調整する必要がある。

なお、児童虐待の端緒を把握した場合の児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等への速やかな連絡等の児童虐待防止対策に係る対応については、別途通知している「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 2 号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局地域福祉課長通知）を参照されたい。

（２）関係機関との連携体制

①自立相談支援事業との連携

子どもは保護者や育った環境の影響を強く受ける存在である。そのため、必要に応じて、子どもを取り巻く養育者・家族を生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業につなぐことにより、養育者・家族が抱える課題を解決するなど、子どもが育つ家庭環境を安定させることが求められる。例えば、児童虐待の背景には、経済的に困窮や社会的に孤立しているといった様々な課題を複合的に抱えていることも少なくないと考えられるため、未然に防止するといった観点からも、背景となり得る課題への対応を図ることが重要である。

このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

②教育関係機関との連携

支援が効果的に行われるためには、課題を抱える生活困窮世帯等の子どもを早期に支援につなげることが重要である。このため、学校や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県私立学校主管課等と生活困窮者支援担当部署が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。その場合、個人情報の取扱いや子どもの状況に応じて連携を行うといった点に留意する必要がある。

なお、教育関係機関との連携については、別途通知している「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 7 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照されたい。

③他の学習支援事業との連携

子どもの貧困対策としての学習支援については、関係府省が様々な取組を行っている。主なものとして、子どもの学習・生活支援事業のほか、ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業、文部科学省の地域未来塾（地域学校協働活動推進事業）がある。これらの事業については、異なる目的や対象者像が設定されているところであるが、地域人材の活用や関係機関の情報共有などが効率的・効果的に行われるよう、有機的な連携を進めることが必要である。

なお、ひとり親家庭支援施策との連携については、別途通知している「生活困窮者自立支

援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」(平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 2 号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局地域福祉課長通知)、地域未来塾(地域学校協働活動推進事業)との連携については、別途通知している「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」(平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 7 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照されたい。

5. 学習・生活支援事業の実施方法と留意点

(1) 実施主体

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)であるが、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 広域実施

子どもの学習・生活支援事業の実施において、地域に密着した基礎自治体の役割が大きい。一方、小規模自治体は、支援対象者数が少なく、支援するための社会資源の確保において単独での取り組みが難しい場合も想定されるため、都道府県が広域的な調整や情報提供に努めることが期待される。また、広域的な事業の実施により、都道府県が主体となった高校生世代に対する支援の実施などの先駆的な事業の促進のほか、支援経験の共有等による支援員のスキル向上や支援内容の充実も期待される。

広域実施にあたっては、参加自治体は都道府県等に事業の運営を全て委ねることなく、主体性を持って事業の実施に取り組むことが必要である。

(3) 実施要件(配置人員、資格要件、実施期間等)

子どもの学習・生活支援事業の実施にあたっては、地域の実情に応じた事業実施を基本としている。このため、配置人員、資格要件等について、国としての要件は定めていないが、事業をより効果的に実施するため、以下の点に留意されたい。

事業エリアや対象とする人数規模が過大になると、子ども一人ひとりに寄り添い個別的な支援を行うことが難しくなることから、きめ細かな支援を行うことのできる人数の規模での支援活動が多数展開されていくことが望ましい。

また、生活困窮世帯等の子どもは、経済的な問題だけでなく、不登校やひきこもり、虐待、保護者の就労、精神疾患、衛生環境など、複合的な課題を有している場合もある。そうした問題解決や自治体内部の諸機関・諸団体をつなぐソーシャルワーク的な仕事をするコーディネーター役の配置も効果的であると考えられる。

(4) 実施形態

実施形態としては、①集合型と②訪問型に分かれるが、家庭訪問の実施により、学習教室への参加の促しや家庭状況を把握することにより保護者に対する支援につながることも期待されるため、双方を連携して実施することも考えられる。

①集合型

学習・生活支援事業の拠点となる会場を設け、開催日時や実施内容（カリキュラム）等を定めて学習や生活習慣に関する支援を実施する。

なお、事業を実施する上での課題として、学習会場が遠いといったことがあげられていることから、1自治体の中でも地域毎に会場を設置することが望ましい。

②訪問型

地域の対象となる子どもが少なく、会場を設けて実施することが著しく非効率である場合や家庭状況等により学習会場へ参加できない子どもや集合型の支援になじめない子どもがいる場合等に、子どもの家庭に支援員が訪問し、学習や生活習慣に関する支援を実施する。

(5) 事業内容

以下の①学習支援、②生活習慣・育成環境の改善、③進路選択等に関する支援に掲げる内容を事業内容とする。

なお、それぞれに記載されている具体例に限らず、子どもの学力の向上や学習習慣の定着、生活習慣の改善や社会性の育成につながる取組、子どもの養育環境の改善につながる保護者への支援を事業内容とする。

①学習支援

【目的】

生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもが、様々な事情で家庭における学習環境が整っていない場合や学校での学習に遅れが生じている場合等に、学習（学び直し）の機会を提供し、高校等進学に向けた学習支援や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図る。

【具体例】

- ・学習指導員やボランティア等によるマンツーマン指導や集団指導、高校受験のための学習支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し
- ・学習指導員等の家庭訪問による学習指導
- ・学習を行うための場所の提供

②生活習慣・育成環境の改善

ア. 子どもに対する支援

自己肯定感については、保護者による養育のほか、学校や地域の中で、他の子どもや保護者以外の大人との関わりを通じて、学力のほかに社会性等を身につけながらその醸成

がなされていくものである。

しかし、生活困窮世帯等では、保護者の関わり方が弱いこと等により、その子どもの生活面での能力やコミュニケーション能力が身につかないといった問題が生じ、その結果、自己肯定感や将来に対する意識の醸成等に大きな障害となってしまう場合もある。

また、学習支援を行うにあたって、子どもが生活面の課題を抱えたままであることが、落ち着いて勉強することや周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合がある。

さらに、生活困窮世帯の子どもは、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立されておらず、その健康に影響を及ぼしているとの指摘もなされている。

このため、以下に掲げているように、保護者以外の大人や他の子どもと接することを通じて、コミュニケーション能力等の社会性や社会生活を営む上で必要となる知識（日常生活の知恵や社会制度に関する知識等）を身につけるとともに、他者や社会に対して信頼感を持つことができるよう、生活全般にわたる支援を行っていくことが重要である。

居場所での相談支援

【目的】

家庭内に落ち着いて過ごす場所がない、相談する保護者等がいない子どもに対して、子どもが安心して過ごせる場所を提供し、支援員による相談支援や子ども同士の学び合い等を図る。

【具体例】

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用して、子どもが支援員等へ相談ができる、あるいは子ども同士での交流ができる場所を提供

日常生活習慣の形成

【目的】

生活習慣の助言や実践を行うことにより、親の不在や養育力の不足等により十分な日常生活習慣等が身についていない子どもへの支援を図る。

【具体例】

居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付け、整理整頓、手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけや必要に応じた医療機関への受診勧奨、日用品の使い方や身だしなみに関する助言等

社会性の育成

【目的】

親や家族以外の人と接する機会の少ない子ども等に対して助言することにより、他人との接し方等を身につける。

【具体例】

居場所づくりの場や家庭訪問時において、日常生活における挨拶や言葉遣いに関する助言、時間や居場所におけるルールを守ること、学習教室等への欠席の事前連絡や他の子どもとの接し方に対する助言等

体験活動等

【目的】

年中行事や家族でのイベントの体験機会の少ない子ども等に対し、共同作業や年中行事等の体験、社会見学等の実施を通じ、自己有用感や社会性の醸成、将来の進路選択を考えるきっかけづくり等を図る。

【具体例】

居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツレクリエーション、七夕会、クリスマス会等の年中行事体験や福祉施設への訪問、企業訪問や大学見学、地域行事やボランティア活動への参加等

高校生世代への支援

【目的】

高校等入学後の学校生活や生活面での問題からくる高校等中退の防止や高校等を中退した者や中学卒業後進学や就労していない者など高校生世代の進路に関する将来の意欲向上や具体的イメージの形成、希望する進路選択のための基礎づくりを行う。

【具体例】

学習支援を行っていた高校等進学者に対する居場所の提供の継続、その他の高校等進学者や高校等中退者、児童養護施設を退所した若者等に対する居場所づくりの場における個別相談の実施、大学等の見学、職場体験等

高校生世代を対象にした学習以外の社会保障制度や金銭管理など、自立した社会生活を行うための助言等

イ. 保護者に対する支援

子どもは保護者や育った環境の影響を強く受ける存在である。そのため、生活全体を包括的に支援するという意味では、事業を利用する子どもだけでなく、その保護者に対しても、子どもが教育の機会を得ることの重要性等について理解を促す取り組みが重要である。

また、保護者の養育力の不足は、無関心という場合だけでなく、仕事や生活で多忙のため養育のための時間が持てない、地域社会との関わりが乏しく養育に関して相談できる者がいない、保護者自身が子どもの頃に親からの養育を十分に受けられなかったことを背景とする経験不足から実践方法が分からないといった場合も多い。保護者の支援においては、このような視点を持ちながら実施することが重要である。

さらに、保護者への支援にあたっては、様々な機会をとらえて、学習・生活支援事業に

おける子どもの状況についての報告や事業の必要性、効果について説明を行うなど、保護者との信頼関係を着実に醸成していくことが重要である。

子どもの養育に必要な知識の情報提供等

【目的】

子どもの養育に関する知識や情報が十分でない保護者に対して助言や情報提供を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図る。

【具体例】

子どもへの教育の必要性、家庭における食生活や衛生環境の改善、生活費の使い方といった家事や子育てに関すること、子どもとの接し方等に関する助言、講座や相談会（電話相談や親同士が悩みを打ち明けるなど交流会を含む。）の開催等。

巡回支援等を通じた世帯全体への支援

【目的】

子どもの進学や生活環境の改善に資する制度の知識や利用方法などが分からないといった保護者に対する助言等、世帯全体への支援を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図る。

【具体例】

家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や保護者の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や各種支援策の情報提供や利用勧奨、利用方法の助言等。

③進路選択等に関する支援

ア．進路相談等

【目的】

高校生や高校等を中退した者、中学校卒業後進学や就労していない者など高校生世代を含め、10代の若年層に対して適切な支援が行われなければ10年、15年にわたり支援に空白ができてしまう可能性もある。そのため、学習支援だけでなく、進学や就労も含む自立に向けた相談支援が必要と考えられる。

【具体例】

子ども及びその保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、進学のみならず子どもの将来の就職に向けた相談支援や就労支援の利用の助言等。

イ．関係機関との連絡調整

【目的】

4. に記載のとおり、生活困窮世帯等の子どもは、単に経済的な困窮だけでなく、不登

校やひきこもり、虐待、親の就労、精神疾患、衛生環境など、様々な課題を抱えている場合がある。そのため、自立相談支援機関や他の学習支援事業実施者との連絡調整だけでなく、学校や教育委員会といった教育機関のほか、福祉事務所や児童福祉担当部署、児童相談所等と連携を図ることにより、包括的に支援していくことが求められる。

【具体例】

他の学習支援事業と一体的に事業を実施するための他の事業実施者との連絡調整。教育機関をはじめとした各種支援者との情報交換や情報交換のための会議の開催等。

また、生活困窮者自立支援制度の事業利用が必要な場合には、事業の利用を促し、各事業の実施主体との連絡調整を行う。

(6) 事業のポイント（担い手の確保等）

子どもの学習・生活支援事業における担い手については、資格要件等の特段の定めはないが、子どもが日常的に接している家族や先生以外の「大人」として、子どもとの信頼関係を築き、子どもと社会との接点になる存在であることが期待される。

とりわけ、大学生のように年齢に近い者からの支援は、身近に感じられて相談しやすいだけでなく、自分の将来を想像しやすく、目標ともなりうる関係を築きやすいといえる。また、学生だけでなく、地域の学習指導経験者や福祉関係業務経験者などの地域の人的資源を活用することも有効であり、こうした人材も含め、前述の学習支援や生活習慣・育成環境の改善に携わる担い手を幅広く確保していくことが重要である。

さらに、子どもや保護者と直接接している担い手は、学習状況の把握のほか、子どもやその世帯にある課題にいち早く気づくことのできる存在と考えられる。そのため、個人情報の取扱いに留意しつつ、生活困窮者担当部署内での情報共有を図るとともに、必要な支援につなげていくことが重要と考えられる。

(7) 留意事項（守秘義務について）

子どもの学習・生活支援事業を委託により実施する場合、受託者並びにその役員及び職員並びに過去に役員等であった者に守秘義務がかけられる（法第5条第3項、第7条第3項）ことに留意されたい。